

- 中小企業等経営強化法 -

社外高度人材活用新事業 分野開拓計画策定の手引き

目次

1. 計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度活用の流れ・・・P.2
- (3) 申請者の範囲・・・P.3
- (4) 社外高度人材の範囲・P.6

2. 手続き方法

- (1) 申請様式の記載方法・・・P.7
- (2) 計画の申請・・・P.11
- (3) 変更申請・・・P.12
- (4) 認定後の手続き・・・P.13
- (5) 注意事項・・・P.14

3. よくあるご質問・・・P.15

4. ホームページ・問い合わせ先・・・P.17

1. 計画の概要

(1) 制度の概要

「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」は、新規中小企業者等が社外高度人材の支援を受けて新事業分野を開拓する計画であり、認定された事業者は、税制や金融の支援を受けることができます。

国

(経済産業大臣及び
事業分野別の主務大臣)

申請   認定 

**社外高度人材活用
新事業分野開拓計画**

新規中小企業者等

【支援措置】

➤ 社外の高度人材に付与するストックオプションにかかる課税を権利行使時から譲渡時まで繰り延べる等、税制面から支援

※ただし本計画の認定以外に、租税特別措置法等の関係法令の各要件等を満たす必要があります。

➤ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
(融資・信用保証等)

※ただし本計画の認定以外に、それぞれの金融支援ごとに定められる要件も満たす必要があります。

1. 計画の概要

(2) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認

- ①申請者の範囲を確認
(新規中小企業者等であること、VC等から出資を受けていること等)
- ②契約する社外高度人材の要件を確認
(国家資格を有すること、実務経験を有すること等)



2. 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の策定

下記の事項を申請書に記載。契約する社外高度人材1名につき1つの計画を策定。

- ①会社の概要
- ②社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標
- ③社外高度人材新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様
- ④当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容
- ⑤社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法



3. 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の申請・認定

- ①経済産業大臣及び事業を所管する大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出。
- ②認定を受けた場合、経済産業大臣及び事業を所管する大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約45日かかります。）



4. 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始、実行

社外高度人材を活用し、新事業分野開拓のための取組を実行。

1. 計画の概要

(3) 申請者の範囲（新規中小企業者等）

申請者は、以下①～③のいずれかに該当するものであること。
（課税の特例の適用を受けようとする場合は下記のいずれかを満たす株式会社であること。）

①新規中小企業者

- ア. 「中小企業者」であり、会社設立（もしくは個人による事業開始）から5年未満
イ. 「中小企業者」であり、会社設立（もしくは個人による事業開始）から
5年以上10年未満であり、前年又は前事業年度において試験研究費等の割合が
収入金額の5%を超える

※新規中小企業者：下記参照（イの試験研究費等、収入金額の詳細についても下記を参照）

※中小企業者：次ページ参照

②「中小企業者等」であり、会社設立（もしくは個人による事業開始）から5年未満

※中小企業者等：次ページ参照

③「中小企業者等」であり、設立（もしくは事業開始）から5年以上10年未満で、 かつ、情報処理サービス業（他人の需要に応じてする情報処理の事業）、ソフト ウェア業（他人の需要に応じてするプログラム作成の事業）その他これらに類する 事業に関する専門的な業務又は事業者の生産性の向上を図るために行うソフトウェ アの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務に従事する常勤従業 員の割合が、全常勤従業員のうち2%を超える ※中小企業者等：次ページ参照

新規中小企業者（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第2条第4項、中小企業等経営強化法施行令第3条）

○中小企業等経営強化法第2条第4項

1～3（略）

4 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人
- 二 設立の日以後の期間が五年未満の会社
- 三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であって、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの

○中小企業等経営強化法施行令第3条

（新規中小企業者に係る要件）

第三条 法第二条第四項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。

2 法第二条第四項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあっては総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあっては事業所得に係る総収入金額とする。

3 法第二条第四項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

1. 計画の概要

(3) 申請者の範囲

中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業者等の範囲

（法第2条第2項、中小企業等経営強化法施行令第2条）

本計画で認定を受けられる「中小企業者等」は下記を満たすもの。

資本金額10億円以下又は常時使用する従業員数が2000人以下を満たす、

- ① 個人事業主 又は
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、②会社の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

1. 計画の概要

(3) 申請者の範囲（VC等要件）

（法第2条第8項、中小企業等経営強化法施行規則（以下「施行規則」）第3条）

申請者は、以下のア～キのいずれかであって、かつ下記（1）又は（2）を満たすVC等から投資及び指導を受けている者であること。

- ア. 組合（民法第667条第1項）
- イ. 匿名組合（商法第535条）
- ウ. 投資事業有限責任組合
- エ. 有限責任事業組合
- オ. 外国に所在するア～エに類似する団体
- カ. 株式会社
- キ. 合同会社

（1）新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う者

（2）新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行う者

※VC等は、例えば以下を想定している。

- ①ベンチャーキャピタル(ファンド)であって適格機関投資家等特例業務の届出を行っている者
参考:金融庁HP(<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokurei.html>)
- ②上場企業であってベンチャー投資を行っている者

上記要件に加え、申請者は課税の特例を受ける場合、下記要件を満たす必要がある。

- ・最初に上記VC等から出資を受けた際の資本金額が5億円未満かつ常勤従業員の数が900人以下であったこと。

（社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令（以下「主務省令」）第5条第5号）

1. 計画の概要

(4) 社外高度人材の範囲

(法第2条第8項、施行規則第4条)

社外高度人材とは、以下①～⑥のいずれかに該当する者です。それぞれ下記に記載した確認書類を提出してください。1つの計画で活用できる社外高度人材は1人のみです。当該社外人材の活用方法は業務委託契約を締結して活用する場合に限り（雇用は不可）。

① 国家資格を有し、当該資格に関する3年以上の実務経験がある者

※国家資格とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。

確認書類：(1) 国家資格の合格証明書(写)等及び(2) 実務経験の内容や期間を記載した書類(様式自由)

② 博士の学位を有し、研究、研究の指導、教育に関する3年以上の実務経験がある者

確認書類：(1) 修了証明書又は学位取得証明書等及び(2) 実務経験の内容及び期間を記載した書類(様式自由)

③ 高度専門職の在留資格をもって在留し、当該専門性に関する3年以上の実務経験がある者

※高度専門職の在留資格とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の上欄に記載のものをいう。

確認書類：(1) 在留資格認定証明書又は在留カード(写)等及び(2) 実務経験の内容及び期間を記載した書類(様式自由)

④ 上場会社の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）として3年以上の実務経験がある者

確認書類：(1) 登記事項証明書（役員欄が確認できるもの）及び(2) 実務経験の内容及び期間を記載した書類(様式自由)

⑤ 将来において成長発展が期待される分野の、先端的な人材育成事業に選定され、従事していた者

※国又は国から委託を受けた機関が実施する事業に限る

例) 未踏事業 (<https://www.ipa.go.jp/jinzai/mitou/porta/index.html>)

異能 (Innovation) (<https://www.inno.go.jp/about/>)

確認書類：①修了証明書等又は②当該人材育成事業に選定され従事していたことを証するホームページの該当部分を印刷した資料及び当該ホームページのURLを記載した文書

⑥ 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、日本の公私の機関で製品または役務の開発に2年以上従事し、かつ以下のいずれかに該当する者

確認書類：開発した製品または役務の内容及び開発に従事した期間を記載した書類(様式自由)

ア. 上場企業^{※1}で製品または役務の開発に従事した場合

従業員であって、開発した製品または役務の売上高が、開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で全事業の売上高の1%未満から1%以上まで増加した

イ. 上場企業以外^{※2}で製品または役務の開発に従事した場合

(1) 従業員であって、製品または役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で、所属していた機関の全事業の売上高が100%以上増加した（※開発に従事していた期間の開始時点の、全事業の売上高が10億円以下の場合、10億円とみなす）

(2) 従業員又は外部協力者であって、開発した製品または役務の売上高が、開発に従事していた期間の開始時点に対し終了時点で100%以上増加した（開発に従事していた期間の開始時点の、当該製品または役務の売上高が1億円以下の場合、1億円とする）

※1 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡って10年間に於いて継続して上場企業である場合

※2 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡って10年間に於いて継続して上場企業でない場合

2. 手続き方法

(1) 申請様式の記載方法

社外高度人材活用新事業分野開拓計画の申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

【様式第一（申請書表紙）】

様式第一

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
氏名又は名称及び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)
申請者は、以下の要領に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、法第8条第3項各号に掲げる認定要件を満たすことを示すこと。

1 名称等
正確に記載すること。
ただし、法人番号については、個人事業主等で法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

➤ <宛名>は、①経済産業大臣のみ又は②経済産業大臣及び社外高度人材活用新事業分野開拓計画の事業分野（業種）を所管する大臣の連名となります。

ただし、各大臣が権限を委任している場合、地方支分部局の長が宛名になります。経済産業大臣の権限は地方経済産業局長に委任されているため、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局長を宛名としてください。

➤ 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

➤ 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

次ページへ

2. 手続き方法

【別紙（計画書）】

(別紙)

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 (A) _____

高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数 (B) _____

BのAに対する割合 (B/A) _____

ベンチャーキャピタル等から投資及び指導を受けている場合、初めに投資を受けた者の名称、初めに投資を受けた年月日及びその時点の資本金の額並びに常時使用する従業員の数。

名称 _____ 年月日 _____

資本金の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

その他の事項について、該当する場合はチェック。

大規模法人グループに所属していない 上場企業でない 風俗営業を行っていない

暴力団による支配を受けていない。

➤ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

➤ (B) 及び (B/A) の欄については、P 3③以外の場合は記載不要

➤ 「ベンチャーキャピタル等」は、P.5の要件を満たす者を記載する
➤ 最初に投資及び指導を受けたベンチャーキャピタル等が適格機関投資家等特例業務の届出をしている場合、その届出日を、「名称」の欄に括弧書きで記載すること。

(記載例)

名称 ○○キャピタル(○年○月○日)

参考：金融庁HP（適格機関投資家等特例業務の届出者リスト）

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo/tokurei.html>

➤ 課税の特例を受ける場合、最初にベンチャーキャピタル等から投資を受けた際の資本金額が5億円未満かつ常勤従業員の数が900人以下であった者に限る。
➤ 現在、上記で記載したベンチャーキャピタル等以外から投資及び指導を受けている場合、それらについても報告を求めることがあります。

➤ 課税の特例を受ける場合、すべてに該当する必要があります。確認のうえチェックをしてください。「大規模法人グループに所属していない」とは、下記①②のいずれにも該当することを言います。

①同一の大規模法人グループに、二分の一を超える株式を所有されていない

②複数の大規模法人グループに合わせて三分の二以上の株式を所有されていない

※大規模法人グループについては、下記、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令第5条第1号を参照

(参考) 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令第5条第1号

第五条 法第十三条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次に掲げる会社以外の会社であること。

イ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。□において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が五億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の(1)から(3)までに掲げる会社をいう。□において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及び(1)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びに(1)及び(2)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

□ イに掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

2. 手続き方法

2 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

事業名
新事業活動の類型
<p>計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。</p> <p>①新商品の開発又は生産</p> <p>②新役務の開発又は提供</p> <p>③商品の新たな生産又は販売の方式の導入</p> <p>④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動</p>
社外高度人材活用新事業分野開拓の内容
<p>①新事業活動の内容</p> <p>②活用する社外高度人材の氏名・生年月日・住所</p> <p>③新事業活動における社外高度人材の活用方法</p>
社外高度人材活用新事業分野開拓の目標
<p>①市場のニーズ</p> <p>②市場の規模</p> <p>③競合する事業者、事業分野等との比較・相違点</p> <p>④需要の開拓の規模</p> <p>⑤事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等）</p>

➤ 事業内容を端的に表す事業名を30字以内で記載してください。

➤ 該当するものに○をつけてください

➤ ①、③はそれぞれ具体的に記入してください

➤ ②について、1つの計画で活用できる社外高度人材は1名のみです。1名分のみ記載してください。

➤ ①～⑤はそれぞれ具体的に記入してください

3 実施時期

(計画期間) 年 月 日～ 年 月 日

(活用期間) 年 月 日～ 年 月 日

(契約期間) 年 月 日～ 年 月 日

(計画期間)とは、計画全体の実施期間を指します。(活用期間)とは、社外高度人材を活用する期間を指します。(契約期間)とは、社外高度人材との業務委託契約期間を指します。なお、課税の特例の適用を受けようとする場合、以下の事項を満たす必要があります。

- 計画期間は2年以上としてください。
- 活用期間は2年以上としてください。また、活用期間の全期間が、計画期間及び契約期間に含まれている必要があります。
- 契約期間は2年以上としてください。また、契約期間のうち2年以上が継続して計画期間に含まれている必要があります。

(注意)

- 契約期間開始日は、計画期間の開始日と同日かそれ以前である必要があります。
- 契約期間開始日は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材に付与される新株予約権の付与決議日及び付与日より前であることが必要です。付与決議日及び付与日は申請書に記載頂くものではありませんが、この点ご確認頂いたうえで申請してください。

2. 手続き方法

4 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

(1) 施行規則の該当箇所（専門性）
(2) 基本方針の該当箇所（貢献内容）
<input type="checkbox"/> 製品・サービスの開発に貢献すること。 <input type="checkbox"/> 事業拡大や販路拡大に貢献すること。 <input type="checkbox"/> 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること。
(3) 契約で定められる業務内容の該当箇所
(4) (1)～(3)の関連性
(5) その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項
<input type="checkbox"/> 当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて2年以上活用する。 <input type="checkbox"/> 当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である。

- 5 当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容
- 当該計画に従って付与する新株予約権の付与決議及び付与は計画期間において行う。
 - 当該計画に従って付与する新株予約権は当該計画に定められる業務の対価である。
 - 計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている。
 - 当該計画に従って付与する新株予約権について、法第13条の規定による課税の特例の適用を希望する。

6 社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)	備考

課税の特例の適用を受けようとする場合、すべてを満たす必要があります。確認のうえチェックしてください。

- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

- (1)欄は、社外高度人材の専門性についてP.6を参照し、以下の①～⑨のうちから選んでその全文を記載してください。
- ①国家資格を有し、当該資格に関する3年以上の実務経験があるもの
 - ②博士の学位を有し、研究、研究の指導、教育に関する3年以上の実務経験があるもの
 - ③高度専門職の在留資格をもって在留し、当該専門性に関する3年以上の実務経験があるもの
 - ④上場会社の役員として3年以上の実務経験があるもの
 - ⑤将来において成長発展が期待される分野の、先端的な人材育成事業に選定され、従事していたもの
 - ⑥上場企業で製品または役務の開発に従業員として従事し、その売上高が全事業の1%以上まで増加した
 - ⑦上場企業以外で製品または役務の開発に従業員として従事し、全事業の売上高が100%以上増加した
 - ⑧上場企業以外で製品または役務の開発に従業員として従事し、その売上高が100%以上増加した
 - ⑨上場企業以外で製品または役務の開発に外部協力者として従事し、その売上高が100%以上増加した

- (2)欄は、社外高度人材の貢献内容についていずれかを選択してください。(複数選択可)
 なお、一例としてガバナンス体制構築と表記していますが、人事評価制度構築、財務体制構築など、その他のバックオフィス業務も含まれます。
- (3)欄は、社外高度人材との業務委託契約書のうち、貢献内容に関連する該当箇所を抜き出して記載してください。
- (4)欄は、「(1)を活かし、(2)に貢献するため、(3)の業務を行う」といったように、(1)～(3)の関連性を記載してください。
- (5)欄は、課税の特例を受ける場合、すべてを満たす必要があります。確認のうえチェックしてください。

2. 手続き方法

(2) 計画の認定申請

申請書類 認定の申請の際は下記①～⑦の書類を提出してください。
(主務省令第1条)

- ①申請書（様式第一及び別紙）
- ②社外高度人材に対する業務委託契約書の写し
(申請時に契約が未締結の場合、申請後、計画開始前に締結する予定の契約書案の写し)
- ③社外高度人材が要件（P.6を参照）に該当することを証する書類
- ④社外高度人材が計画内容に異議がない旨の誓約書（課税の特例を受ける場合）
- ⑤社外高度人材に係る以下のアまたはイの書類（課税の特例を受ける場合）
ア.住民票（写）、住民票記載事項証明書
※氏名、生年月日及び住所が記載されたもの
イ.アの書類に記載された氏名、生年月日及び住所が記載された下記のいずれかの書類
運転免許証（写）、運転経歴証明書の写（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券（写）、身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、療育手帳（写）、在留カード（写）、特別永住者証明書（写）、個人番号カードの写（氏名、生年月日及び住所の記載がある「表面」のみの写）
- ⑥チェックシート
- ⑦返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

申請先

社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（最終ページ参照）

申請方法

申請方法は、上記の窓口へご相談の上、持参・郵送等所定の方法にて提出してください。
申請書に不備がなければ、受理から概ね45日以内に認定されます。

様式の入手方法：申請書（上記①）、誓約書（④）及びチェックシート（⑥）

▶ 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

2. 手続き方法

(3) 計画の変更認定の申請

- ▶ 認定を受けた新規中小企業者等は、当該認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、その認定をした主務大臣の変更認定を受けなければなりません。（計画の変更認定の対象となるのは、新株予約権について課税の特例を受けていない計画について、新たに課税の特例を受けようとする場合等）
- ▶ なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第8条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画の趣旨を変えないような軽微な変更をする時は、変更申請は不要です。
- ▶ 新事業の内容の実質的な変更、社外高度人材の役務提供の内容の実質的な変更、社外高度人材の変更・追加等は、変更認定の対象外です。

申請書類

変更認定の申請の際は下記①～⑩の書類を提出してください。
(主務省令第2条)

①変更申請書（様式第二）

②社外高度人材活用新事業分野開拓計画（変更後）

（認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画の様式第一の別紙を修正する形で作成ください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。計画変更により新たに課税の特例を受け用とする場合は、課税の特例を受けるために記入が必要な各記入欄に追記ください。）

③「社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る実施状況報告書」

（主務省令第2条第2項第1号に基づく書類）

④旧社外高度人材活用新事業分野開拓計画の写し（認定後返送されたものの写し）

（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載ください）

⑤社外高度人材に対する業務委託契約書の写し

（申請時に契約が未締結の場合、計画期間内に締結する予定の契約書案の写し）

⑥社外高度人材が要件（P.6を参照）に該当することを証する書類

⑦社外高度人材に係る以下のアまたはイの書類

- ア. 住民票(写)又は住民票記載事項証明書 ※氏名、生年月日及び住所が記載されたもの
- イ. アの書類に記載された氏名、生年月日及び住所が記載されている下記いずれかの書類

運転免許証（写）、運転経歴証明書の写（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券（写）、身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、療育手帳（写）、在留カード（写）、特別永住者証明書（写）、個人番号カードの写（氏名、生年月日及び住所の記載がある「表面」のみの写）

⑧社外高度人材が計画内容に異議がない旨の誓約書

⑨チェックシート

⑩返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

※⑦及び⑧は変更に伴い新たに課税の特例を受ける場合に提出してください（既に課税の特例を受けている場合は不要です）

様式：申請書（上記①）、様式第一の別紙（②）誓約書（⑧）及びチェックシート（⑨）

▶ 様式は以下のURLからダウンロードできます。
<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

※申請方法及び申請先は前ページ
（2）の計画の認定申請と同様

2. 手続き方法

(4) 認定後の手続き

申請前に必ずお読みください。

課税の特例の適用を受ける計画認定又は同特例を受ける計画変更認定を受けた新規中小企業者等は、下記①～③の報告を、それぞれ下記に定められた時期に必ず行ってください。重要な報告です。

本報告に用いる様式は別途経済産業省HPに掲載する（「社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る課税の特例に関する報告書」）を使用し、原本1通を、新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（最終ページ参照）に対し提出してください。

なお、③のア～ウのいずれかの報告を行った場合、以降①～③の報告は不要とします。

①提出された社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書（以下「申請書」という。）で定める「活用期間」において引き続き日本国内のみで社外高度人材の活用を行っていることを、当該活用期間中の各事業年度終了後3月以内に主務大臣に対し報告すること。

②申請書で定める「計画期間」において、社外高度人材が引き続き日本国内の居住者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。）であることを、当該計画期間中の各事業年度終了後3月以内に主務大臣に対し報告すること。

③以下の場合、都度その旨を報告すること

ア 社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って付与される法第13条の新株予約権の権利行使期間が終了した場合

イ 当該新株予約権が全て行使された場合

ウ 社外高度人材が国外転出（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の2第1項第7号に規定する国外転出をいう。）を行った場合

2. 手続き方法

(5) 注意事項

申請前に必ずお読みください。

- ①課税の特例の適用を受けようとする場合、認定された計画に従って付与する新株予約権の行使は、必ず社外高度人材による貢献業務終了後に行われることとします。貢献業務終了前に当該新株予約権の行使がされないようにしてください。（社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令第5条第9号の解釈）なお、「貢献業務」とは、認定された計画で定める新事業活動に資する業務を実質的に行うことを言います。
- ②課税の特例の適用を受けようとする場合、社外高度人材は、計画の開始の日から、認定された計画に従って付与される新株予約権の全ての権利行使の日までの期間においては、計画に関する貢献業務を引き続き**日本国内のみ**で行いかつ当該期間において引き続き**日本国内の居住者**（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。）でなければなりません。
- ③課税の特例の適用を受けようとする場合は、本計画の認定を受けること以外に租税特別措置法等の関係法令の要件を満たす必要があります。※次に掲げる例以外にも複数の要件がありますので、ご確認ください。

例) ○新株予約権の付与決議に基づき株式会社と特定従事者との間に締結された新株予約権に係る契約に下記の要件等が定められていること。

（租税特別措置法第29条の2第1項）

- ・権利行使は、付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間に行わなければならない
- ・権利行使価額の年間の合計額は1,200万円を超えない 等

○付与決議に基づく契約により特定従事者に特定新株予約権を与える株式会社は、特定新株予約権の付与に関する調書をその付与をした日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出すること（租税特別措置法第29条の2第6項）

- ④金融支援を受けようとする場合は、本計画の認定を受けること以外に各金融支援措置ごとに定められる要件を満たす必要があります。

3. よくあるご質問（随時更新予定）

Q1：計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

A：標準処理期間は45日です。申請書に不備がある場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

Q2：社外高度人材が計画内容に貢献してくれない場合、計画の取消しはできますか。

A：主務大臣は、認定した社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができます。社外高度人材が計画の実施に貢献することは、認定の要件ですので、貢献しない場合、認定は取消しとなります。また、原則、認定の取消しは不利益処分にあたるので行政手続法に則り聴聞手続きを踏んで取消しを行う必要がありますが、例外的に認定の取消事由にあたる旨の届出があった等行政手続法第2条第4号ただし書ハ、ニ※に該当するような場合には不利益処分にあたらないので、聴聞手続きを省略可能となります。この場合、別途経済産業省HPに掲載する「社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る取消しについて」を使用し、原本1通を、申請をした窓口にご提出ください。またこの際、取消しを希望する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の写しを添付してください。

※行政手続法第2条第4号ただし書

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

Q3：1つの申請で活用できる社外高度人材は何名までですか。

A：1名のみとなります。ストックオプションを付与する方一人につき、1つの計画を出してください。例えば、1つのプロジェクトで活用する人材が複数名いる場合は、それぞれの方について、税制適格の対象とすることは可能ですが、1名ずつ申請を行ってください。

Q4：認定された計画で活用する社外高度人材を追加したいのですが。

A：1計画につき、社外高度人材は1名のみの認定となります。よって、計画で活用する社外高度人材を増やしたい場合は、既存の認定計画とは別に新たな計画を申請してください。

3. よくあるご質問（随時更新予定）

Q5： 認定された計画で活用する社外高度人材を変更したいのですが。

A： 計画の変更認定の対象外となりますので、
一旦、既存の認定計画について、主務大臣による認定取消しを行ったうえで、改めて新規の計画を作成し認定を受けてください。

Q6： 計画変更申請手続き中の既存計画の効力はどうなるのでしょうか。

A： 変更手続中も、既存の認定計画が計画通り実施されている場合には、既存の認定計画の効力は継続します。

Q7： 計画期間の開始日は計画認定の日より前とすることはできるでしょうか。

A： できません。計画期間の開始日は計画認定の日以降となるように記載する必要があります。もし、申請書に記載の計画開始日より後に計画認定がされた場合は、計画期間の開始日は計画認定の日とみなされます。

4. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html>

<問い合わせ先>

○制度利用申請のご相談について

制度利用の申請をされる際は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局にお問い合わせください。

問い合わせ先	電話番号	所在地
北海道経済産業局 経営支援課	011-756-6718	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
東北経済産業局 産業支援課	022-221-4882	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
関東経済産業局 産業技術革新課 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	048-600-0422	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
中部経済産業局 経営支援課 新事業支援室 (愛知、岐阜、三重、富山、石川)	052-951-2761	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号
近畿経済産業局 創業・経営支援課 (福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	06-6966-6014	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
中国経済産業局 経営支援課 新事業支援室	082-224-5658	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
四国経済産業局 地域経済課 新事業推進課	087-811-8516	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
九州経済産業局 新産業戦略課	092-482-5438	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎本館
沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	098-866-1730	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

○制度全般について

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室

TEL：03-3501-1569